

社団法人 日本スポーツチャンバラ協会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本スポーツチャンバラ協会（以下「本協会」という。）定款第6条に定めるもののほか、会員に関し必要な事項を定める。

(入会)

第2条 定款第7条第1項に規定する入会については、各支部を通じて入会申込書を会長に提出するものとする。

2 前項の入会申込書の様式は、別に定めるものとする。

(会費)

第3条 定款第8条第1項に規定する会費の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------|-----------|----------|
| (1) 選定正会員及び師範 | | 10,000円 |
| (2) 普通正会員のうち師範代 | | 5,000円 |
| (3) 普通正会員のうち | インストラクターA | 5,000円 |
| | 同上 B | 4,000円 |
| | 同上 C | 3,000円 |
| (4) その他の普通正会員 | | 1,000円 |
| (5) 賛助会員 | | 5,000円以上 |

2 入会費及び会費の納入は、本協会が指定した口座への振込により行う。

(会員名簿への登録)

第4条 本協会に入会した会員は、会員名簿に登録する。会員名簿は本協会の事務局で保管する。

(会員の義務)

第5条 会員は、会員であることに誇りをもち、積極的に社会に貢献していく意識を育成するため、スポーツチャンバラの意義「安全」と「公平」と「自由」の精神をもち、心身を鍛錬し、人格を陶冶し、他との調和、平和を希求していくことに努めなければならない。

2 会員は、前項の活動を行うに当たっては、諸法令の定めに従うほか、本協会の定款及び諸規定を遵守しなければならない。

(懲罰)

第6条 会長は、会員が前条に違反する行為をしたときは、理事会の承認を得て、次の区分により処分することが出来る。

- (1) 休会処分
- (2) 訓戒
- (3) 始末書、若しくは誓約書の提出

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年10月10日から施行する。